



全老健第 2-14 号  
令和 2 年 4 月 21 日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

公益社団法人全国老人保健施設協会  
会長 東 憲太郎



### 介護現場における新型コロナウイルス感染者の対応について（要望）

新型コロナウイルス感染症の対策について、多大なるご尽力を賜り心より御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、世間一般では医療崩壊が叫ばれておりますが、医療崩壊のみならず介護現場においても感染者が多数発生していることによる混乱が、既に現実のものとなってきております。

実際に千葉県の老健施設 2 施設では、入所者に多数の陽性者がいたにもかかわらず、速やかに入院できずに入所を継続せざるを得ない状況となっています。現場の職員にも陽性者や濃厚接触者のため自宅待機となっている者が多く、只でさえ人手不足の介護現場においては、残された少ない職員が疲弊している旨報告されております。また老健施設には医師が配置されているとはいえ、新型コロナウイルス感染による肺炎を治療する設備はありません。感染予防策を講じるための衛生用品も不足するなか、陽性者のケアを続けることにより、より感染を拡大させてしまうことにつながるのではないかと現場の職員は大変不安を感じております。

厚生労働省の事務連絡（「新型コロナウイルス感染症の軽度者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」等の周知について）においては、高齢者や基礎疾患有する者、すなわち施設利用者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、原則入院することとなっております。

つきましては、感染リスクが高くかつ重症化しやすい要介護高齢者が多数入所している老健施設で、施設内集団感染による介護現場の混乱を阻止するためにも、感染が判明した入所者等は優先的かつ速やかに病院へ入院できるよう、各都道府県へ厳しくご指導頂けるよう要望いたします。